

令和 3 年度

業務番号 第 号

大間消防署庁舎建設工事実施設計等業務委託
(測量・地質調査・造成実施設計)

特記仕様書

下北郡 大間町 大間平 地内

下北地域広域行政事務組合大間消防署

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施工にあたっては、青森県県土整備部制定「共通仕様書（設計業務等編）」（令和 2 年 10 月以降）、青森県県土整備部制定「測量作業共通仕様書」（令和 2 年 10 月以降）、青森県県土整備部制定「地質・土質調査共通仕様書」（令和 2 年 10 月以降）によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日
2. 履行期限 令和 4 年 3 月 25 日

第 3 条 照 査 技 術 者

本業務については照査技術者を配置すること。

第 4 条 打ち合わせ等

測量・地質調査・設計業務において着手時、測量・地質調査・設計業務の主要な区切り及び測量・地質調査・設計業務完了時において行う打合せは、5 回とする。なお測量・地質調査・設計業務の主要な区切りは、調査職員と協議の上決定する。

なお、測量・地質調査・設計業務着手時及び測量・地質調査・設計業務完了時の打合せには、管理技術者及び照査技術者が立合うものとする。

第 5 条 業 務 計 画 書

本業務における業務計画書は、第 1 回打合せ後、速やかに提出するものとする。

第 6 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は、下記のとおりとする。

令和 2 年度 大間消防署庁舎建設造成設計業務委託(造成設計・測量・地質調査) 成果品一式
その他打合せ協議により必要と認めたもの

第 7 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 8 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第 1 条 測量・地質調査・設計条件

測量・地質調査・設計条件は、下記のとおりとする。

【測量業務】

公共用地境界確定協議

公共用地管理者との打合せ 1.0 業務

横断面図作成 0.2km

依頼書作成 0.2km

依頼書作成 0.2km

分筆測量（建設予定地分筆のため） 1.0 式

【地質調査業務】

機械ボーリングφ66mm 本掘 12m×3 箇所

粘性土・シルト 8.0m

砂・砂質土 8.0m

礫混じり土砂 10.0m

軟岩 10.0m

資料整理とりまとめ 1.0 業務

断面図等の作成 1.0 業務

【設計業務】

造成設計（関係機関事前協議、道路法第 24 条申請事前協議及び流末排水検討含む）

造成実施設計 A=0.90ha 1.0 式

打ち合せ等

設計協議（中間 3 回 全 5 回） 1.0 業務

第2条 提出書類

共通仕様書に定める提出書類のほか、別表に定めるとおりとする。

第3条 その他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。
- － 3) 防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
- － 4) 「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」（青森県リサイクル製品認定制度）第9条第1項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。
- － 5) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 6) 本業務は、受発注者協力のもと、建設業の働き方改革推進のため、ウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこととする。
 - 1. 打ち合わせ時間の配慮
打ち合わせは、勤務時間内におこなう。
 - 2. 資料作成依頼の配慮
資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。
 - 3. ワンデーレスポンスの再徹底
問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

第 3 章 成 果 品

第1条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

(1) 電子媒体 (CD-ROM)1部

(2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む) ..1部

2. その他

(1) 現地調査写真集 ..1部 (報告書電子媒体に含む)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

別表 1

設計業務等に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項
財政課	業務工程表	契約後14日以内	1	3条
財政課	管理技術者通知書	契約後遅滞なく	1	10条
調査職員	業務履行報告書	毎月1回、調査員の指定日	1	15条
調査職員	完成届	業務を完了したとき	1	32条
調査職員	業務成果引渡書	引渡のとき	1	32条
調査職員	請求書	引渡のとき	1	33条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項
財政課	照査技術者通知書	設計図書で定められている場合、 契約後遅滞なく	1	11条
調査職員	管理(照査)技術者変更通知書	変更の都度	1	10条・11条
調査職員	貸与品借用書	貸与時	1	16条
調査職員	貸与品返還書	返還時	1	16条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23条
調査職員	部分仕様同意書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34条
調査職員	指定部分に係る(又は、引渡部分 に係る)業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項
調査職員	業務計画書	契約締結後15日以内	1	1112条
調査職員	業務打合簿	その都度	1	(契)2条 (仕)1110条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

調査職員	担当技術者届	担当技術者を定めた場合	1	1109条
調査職員	担当技術者変更届	その都度	1	1109条
調査職員	照査報告書	業務完了後	1	1108条
調査職員	テクリス登録内容確認書	請負金額100万円以上 契約締結後、変更時、完了時 登録後速やかに	1	1110条
調査職員	身分証明書交付願	必要なとき	1	1116条
調査職員	事故報告書	事故が発生したとき	1	1132条
調査職員	新技術活用計画	NETIS登録技術の活用を希望するとき	1	1139条
調査職員	活用効果調査票	業務完了後	1	1139条
調査職員	生産性向上提案書	後段階の設計において 一層の生産性向上の検討の 余地が残されている場合	1	1209条

業務履行報告書

業務名			
期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日		
日 付	令和 年 月 日 (月分)		
月 別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

※ 業務量による進捗率とする。

総括 調査員	主任 調査員	調査員

管 理 技術者	

